

## 3月の税務

- 3月10日
  1. 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 3月15日
  2. 前年分贈与税の申告  
申告期間…2月1日から3月15日まで
  3. 前年分所得税の確定申告  
申告期間…2月16日から3月15日まで
  4. 所得税確定損失申告書の提出
  5. 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
  6. 確定申告税額の延納の届出書の提出  
延納期限…5月31日
  7. 個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
  8. 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
  9. 国外財産調書・財産債務調書の提出(令和4年分。令和5年分以降は6月30日)
- 3月31日
  10. 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
  11. 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
  12. 1月・4月・7月・10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  13. 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  14. 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
  15. 消費税の年税額が400万円超の4月・7月・10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
  16. 消費税の年税額が4800万円超の12月・1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

### 《通信欄》

少しずつ暖かさを感じる頃が増え、春の訪れを予感させます。

相続の相談もこの確定申告時期は多いのですが、相続人となる家族がいない「おひとりさま」の相続が近年増えていることが、民事裁判所の調べでわかりました。この「おひとりさま」の遺産が相続人もいなく、その財産を受け取る指定もされず、なかった場合最終的には国庫に入ることになります。20年度では何と、47億円の財産が国庫に入りました。これは20年度は約600億円だったのが、過去最高かつ急増していることを朝日新聞他メディアでも取りあげています。

勿論、いきなり国庫に帰属するのはなく、法定相続人(配偶者及び第一順位の子、第二順位の父母、祖父母、第三順位の兄弟姉妹・甥姪)がいなくても、相続財産管理人が選任され、債権者や特別縁故者に配当されるのですが、これも申出や認定を一定の期間内に作りおけるならず、ハードルが中々高いと思えます。一方で、財産がない場合、選任の申立がされず、不動産がそのまま放置されて空き家が増えていくという問題もあります。

これらの問題を回避するには、やはり遺言書の作成が大切です。財産の有無で判断せず、その行く末をしっかり事前に決めておく後の手続きもスムーズになりますので、検討下さい。

# ■スムーズな制度移行に向けて 「インボイス制度」の負担軽減措置まとめ 〜2割特例や補助金上乘せ支援など〜

周知の通り、インボイス制度が本年10月からスタートします。インボイス制度の円滑な移行に向けて、令和4年度補正予算で各種補助金の拡充、また、令和5年度税制改正案では事務負担を軽減するための措置が手当てされています。

これらの措置を受けて、財務省はこのほど、インボイス制度に係る改正事項を周知するため、「インボイス制度、支援措置があるって本当!?」と題したリーフレット及び「インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答」（FAQ）を公表しました。

そこで今号では、インボイス制度に係る負担軽減措置や支援策について、あらためてその全体像を取りまとめました。

インボイスとは、「売手から買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」のことをいいますが、具体的には、現行の請求書に一定の記載事項（事業者の登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等）が追加されたものになります。インボイスを交付することができる者は、税務署長から登録を受けた「インボイス発行事業者」

（適格請求書発行事業者）で、消費税を納める義務のある事業者（課税事業者）が登録を受けることができます。また、売手は、買手（課税事業者に限る）の求めに応じてインボイスを交付し、その写しを保存しておく必要があります。一方、買手は交付されたインボイスを保存すること、仕入税額控除を受けることができます。

インボイス制度の10月スタートを控え、インボイス発行事業者の登録件数は依然として約200万件（令和4年12月末現在）に留まっています。そこで、スムーズな制度移行に繋げるため、主に次のような措置や支援策が打ち出されています。

## ■小規模事業者の2割特例

先述のように、インボイス発行事業者になると、課税事業者として消費税の申告が必要になります。消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが求められることから、税負担だけでなく事務の負担も増大します。

そこで、免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、「売上税額の2割を納税額とする」ことができるようになります。

この「2割特例」の対象となるのは、免税事業者からインボイス発行事業者になった方で、2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす事業者です。

対象となる期間は、令和5年10月1日〜令和8年9月30日を含む課税期間となります（※個人事業者は、令和5年10〜12月の申告から令和8年分の申告までが対象）。

### 小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とすることが**できます

- 対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）
- 対象となる期間 令和5年10月1日〜令和8年9月30日を含む課税期間  
※個人事業者は、令和5年10〜12月の申告から令和8年分の申告まで対象

#### 事例

売上700万円(税額70万円) ※サービス業  
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶  
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶  
70万円 - 35万円\* = 35万円  
※70万円×50%（サービス業のみなし仕入率）

特例の場合▶ 70万円 × 2割 = 14万円



表に示すように、例えば、サービス業で売上700万円(税額70万円)、経費150万円(税額15万円)の納税額は、実額計算の場合は55万円、簡易課税の場合では35万円ですが、特例では「70万円×2割＝14万円」に軽減されます。

この特例を適用すれば、売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで簡単に申告書が作成できるようなります。また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

### ■持続化補助金の上乗せ

小規模事業者の販路開拓や生産性向上への取り組みなどを支援するため、それらの費用の一部を補助する「持続化補助金」について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます。

対象は小規模事業者で、補助上限が50～200万円(補助率3分の2以内、一部の類型は4分の3以内)のところ、インボイス発行事業者の登録で50万円プラスされて100～250万円となります。

補助対象は、税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等になります。

### ■IT導入補助金の下限額撤廃

自社の課題に合ったITツールを導入する経費を補助する「IT導入補助金」。このIT導入補助金の申請類型の一つ「デジタル化基盤導入類型」について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました。

対象は中小企業・小規模事業者等で、補助額は、ITツールが50万円(補助率4分の3以内)、50～350万円(補助率3分の2以内)、PC・タブレット等が10万円(補助率2分の1以内)、レジ・券売機等が20万円(補助率2分の1以内)。

補助対象は、ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等となっています。

### ■少額取引はインボイス不要

1万円未満の課税仕入れ(経費等)については、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります。

対象は、2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5000万円以下の事業者です。対象となる期間は、令和5年10月1日～令和11年9月30日となります。

### ■少額な値引き等は対応不要

インボイス制度では、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った時に「値引き等の金額や消費税等が記載してある返品伝票」(返還インボイス)の交付義務が課されます。これに関して、事業者の事務負担を軽減するため、1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなりました。例えば、振込手数料分を値引処理する場合などがこれに該当します。

対象は、すべての方で、対象となる期間についての適用期限はありません。

### ■登録申請手続きの柔軟化

インボイス制度がスタートする令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出することになっていますが、現行では4月以降でも申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられています。

現在、事業者の準備状況にバラつきがあることなどを考慮し、申請書に困難な事情の記載がなくても4月以降の登録申請が可能になります。

## 小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます

- 対象 小規模事業者
- 補助上限 50～200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内  
▶100～250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等

## 中小事業者向け 会計ソフトに補助金

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました

- 対象 中小企業・小規模事業者等
- 補助額 ITツール ～50万円(補助率3/4以内)、50～350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃  
PC・タブレット等 ～10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ～20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

